

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、  
平成 27 年（ワ）第 34 号、平成 29 年（ワ）第 85 号、令和元年（ワ）第 274 号  
福島原発避難者損害賠償請求事件  
原 告 菅野清一 外 373 名  
被 告 東京電力ホールディングス株式会社

### 準備書面（504）

2020（令和2）年7月29日

福島地方裁判所いわき支部（合議1係） 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝
同	広	田	次	男	代
同	鈴	木	堯	博	代
同	米	倉		勉	代
同	笹	山	尚	人	代
同	高	橋	右	京	代
同	若	生	直	樹	代
同	坂	本	博	之	代
					外

#### I はじめに

本書面は、2019（令和元）年10月23日に実施された、福島県伊達郡川俣町山木屋地区における現地進行協議期日について、その結果を踏まえて、原告らの主張を述べるものである。

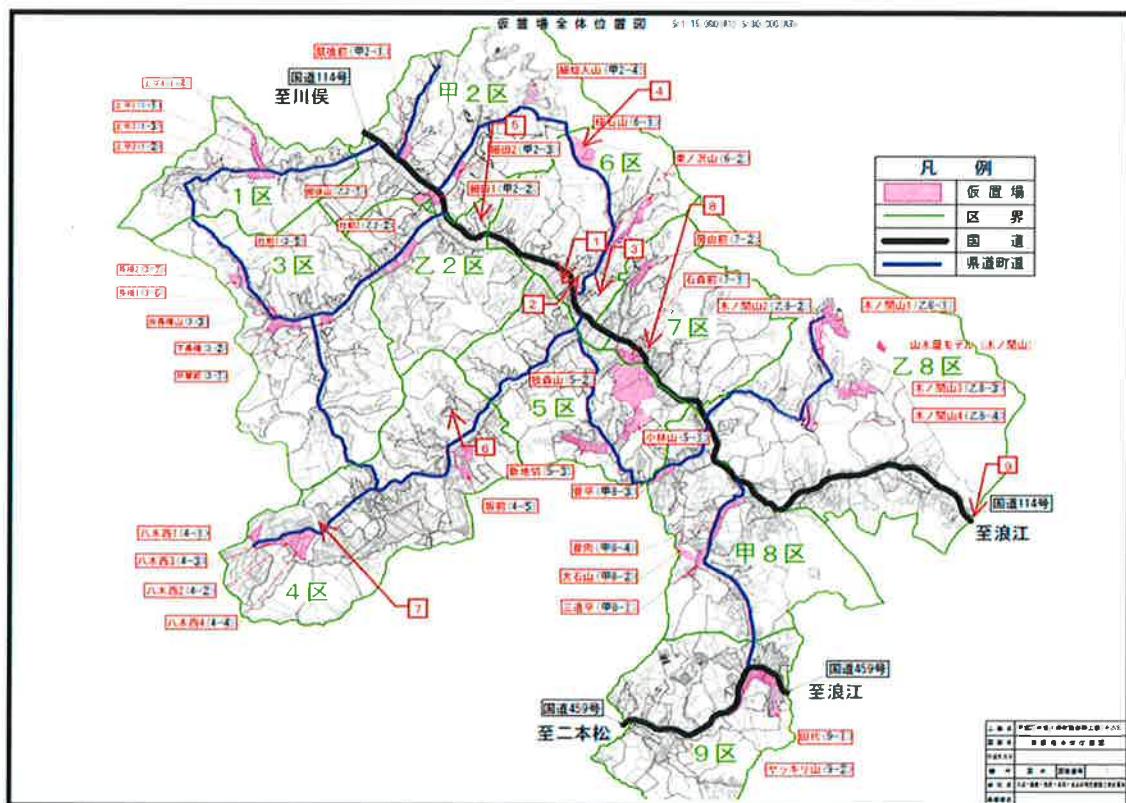
原告らは、同進行協議期日について、その結果を、「2019（令和元）年10月23日実施現地進行協議結果報告書」（甲 A 第 678 号証。以下「報告書」という）として提出している。本書面は、同進行協議期日に置いて明らかとなったことを、述べるものである。

#### II 本件現地進行協議期日の概要

現地進行協議において立寄った場所は、以下の 9 か所である（報告書 2~7 頁）。

- 1 とんやの郷
- 2 帰還した原告大内慶寿の自宅及びその周辺
- 3 山木屋小中一貫校
- 4 6 区の仮置場
- 5 第二親子の森
- 6 原告菅野勝久のアンスリウム栽培施設
- 7 農事組合法人ヒュッテファームの牧草栽培の現場
- 8 帰還しないことを決めた原告菅野利光の自宅跡
- 9 国道 114 号線沿いの浪江町との境界付近

上記のうち、4, 5, 7, 9 の 4 個所では、放射線量の測定を行った。



報告書 7 頁の図 0

本件事件において、山木屋地区については、2016(平成 28)年 11 月 10 日に、検証が行われた(以下「前回の検証」という)。しかし、前回の検証は、山木屋地区についての避難指示が解除される以前のことである。山木屋地区は、2017(平成 29)年 3 月 31 日に避難指示が解除されたが、解除されてから 2 年 7 か月以上を経過した時点においてもなお、「復興した」とは到底言える状態にはなく、「剥奪された」状態にある。また、現在の裁判体を構成する裁判官 3 名は、何れ

も前回の検証に立ち会った裁判官とは別の裁判官となっている。本件現地進行協議期日は、現在の裁判体を構成する裁判官らに、避難指示解除後も復興したとは到底言えず、原告らのふるさとは剥奪されたままの状態であることを、見分していただくことを主眼として行われたものである。

そして、この度の現地進行協議期日の際立った特徴は、全ての立ち寄り場所において、環境社会学の専門家である関礼子教授から専門的な見地からの説明がなされたこと、山木屋小中一貫校において、川俣町の佐久間裕晴教育長から、行政の立場からこの学校に子どもたちを呼び寄せることの困難さの説明がなされたことである。

以下、本件現地施工協議期日での見分の結果、明らかとなつたことを述べる。

### III 本件現地進行協議期日の結果明らかになったこと

#### 第1 総説

本件現地進行協議の結果明らかになったことは、次のような点である。

- ① 地域の環境が汚染されたままの状態となっていること(放射能のレベルが未だに高いこと、放射能汚染物質が大量に積み上げられていること)
- ② 地域の多くの住民が去ってしまっており、帰還していないこと(子どもたち、原告らを含む多くの住民、問屋の商店街)
- ③ 地域の産業が復活していないこと(農業、問屋の商店街)
- ④ 国が多額の資金を投入した復興事業が成功していないこと(とんやの郷、山木屋小中一貫校、アンスリウム栽培)
- ⑤ 帰還した住民においてもコミュニティが失われていること(住民同士の交流が失われていること)

以下、これらの点について、順に述べることとする。

#### 第2 地域が汚染されたままの状態となっていること

- 1 山木屋地区は、現在に至るも、本件事故に起因する放射性物質による汚染が高い濃度で存在する。また、放射性物質を大量に保管する仮置場が随所に存在する。このようなことは、山木屋地区においては、生活や産業の基盤が未だに失われたままになっているということを意味する。
- 2 本件進行協議期日においては、前記のように、原告らにおいて、4か所で放射線量の測定を行った。その結果は、次のとおりである。

立ち寄り場所4 6区の仮置場  $0.71 \mu\text{S}/\text{h}$ (報告書 55~56 頁)

立ち寄り場所5 第二親子の森  $1.07 \mu\text{S}/\text{h}$ (同上 67~68 頁)

立ち寄り場所7 ヒュッテファームの牧草地  $0.89 \mu\text{S}/\text{h}$ (同上 95~96 頁)

頁)

立ち寄り場所 9 国道 114 号線の浪江町との境界付近  $0.91 \mu\text{S}/\text{h}$ (同上 116~118 頁)

上記の場所のうち、立ち寄り場所 4、5、7 の測定場所は、山林ないし山林の周辺である。しかし、山木屋においては、山林は住民の生活圏外にあるのではない。山木屋においては山林から採集する落葉を大量に集めて堆肥を作り、タバコ栽培に利用するという循環型の農業が行われていたのであり、山林が除染されておらず、このように汚染のレベルが高いということは、循環型の農業の基盤が失われたままになっていることを意味する。

また山木屋は広大な山林を擁する地区であり、山林は、山木屋で育ち、生活をしてきた子供たちにとって、重要な学びの場であり、自然と触れ合う活動を行う場であり、自分が生まれ育つるさとの誇りを肌で実感できる重要な場であった。

「親子の森」は、「緑の少年団」という活動を通じて、山木屋の人と子どもが一緒に植林をして樹を育ててきた場所であった。立ち寄り場所 5 の第二親子の森は、環境省が主導する「里山再生モデル事業」の一環として、一旦は除染がなされた場所である(報告書 66 頁)。上記の放射線量は、既に除染がなされた場所における測定結果である。山木屋の広大な山林は、子どもたちが立ち入って自然と触れ合う場としては、危険な場所になったままであることが明らかにされた。

3 山木屋には、除染土壌、除染廃棄物が詰め込まれたフレコンバッグが山積みとなった、仮置場が随所にあった。山木屋にある 1 区から 9 区までの合計 11 個の行政区には、それぞれ仮置場が作られている。国道 114 号線沿いの仮置場のフレコンバックはかなり撤去されたが、立ち寄り場所 4 をはじめとする山間部には、いまだに広大な仮置場が残されている(報告書 52~58 頁)。不燃物のフレコンバッグは山木屋全体で約 44 万袋を超えていたが、令和元年 9 月末日の時点で、そのうち 11 万 5529 袋、全体の 26.1% が搬出されたが、残りの 73.9% は、未だに山木屋地区の仮置き場に残されている。これがいつ撤去されるかは、明確な見通しは立っていない。これらの仮置場は、主に水田に作られたものであり、生活の場に作られたものである。従って、これらが撤去されない以上は、生活の場は戻ってこない。また、山間部の仮置き場は、水源地に位置しており、下流の水田だと、地下水に影響を与えることが懸念されている(報告書 53~54 頁)。

### 第 3 地域の住民の多くの住民が去ってしまい、戻っていないこと

1 山木屋の多くの住民が山木屋を去り、戻っていない。特に、産業の担い手

となる若い層、将来の山木屋を担う子どもたちが戻っていない。このことは、山木屋という地域のコミュニティが単に復興からほど遠いということのみならず、地域のコミュニティが近い将来において完全に失われてしまうということを意味している。

- 2 全国的に少子化の傾向がある中で、震災前までの山木屋地区は、平成 18 年度から平成 22 年度では小学校中学校合わせて合計 100 人以上在籍しており、非常に安定した人数で推移してきた。ところが、本件事故により、住民らが避難を余儀なくされたことにより、山木屋小学校と山木屋中学校の児童生徒数は減少し続けた。現在は、小学校は休校となり、中学校は 3 年生 3 名、1 年生 1 名の合計 4 名が在籍しているのみとなってしまっている（報告書 39 頁）。

山木屋では、前回の検証の後、総事業費 13 億 5000 万円もの費用を投じて、小学校と中学校とを統合して小中一貫校とすると同時に、新校舎が建設された（報告書 45 頁）。新校舎の特徴としては、2 階建ての校舎となり、1 階は小学校教室、2 階は中学校教室とし、特別教室や屋根開閉式屋内プールが設置された。また、新校舎は、小学校の校舎を利用して中学生が入れるようにしたものであるが、基本は小学校の校舎なので、技術室など中学生の使う特別教室を設けた。また、山木屋は標高が高くて夏でも水が冷たくプールに入れない状況があるため、屋根開閉式のプールも設置した。7 年間の避難期間の空白の後で、学校を再開することが地域の復興や地域のコミュニティーの拠点として必要だという判断で、山木屋小・中学校を小中一貫校として再開することとなったものである。しかし、スクールバスの運行を企画したり、小中一貫校のメリットを子どもを持つ保護者に説明したりするなどの、教育委員会の様々な努力にも拘わらず、児童生徒数が増えず、小学校は入学する児童がいないために休校になっている状態である（報告書 39～42 頁）。

山木屋からは、将来の世代を引き継ぐ子どもがいなくなってしまっており、再び戻ってくる可能性が殆どないことが明らかとなっている。

関礼子教授は、この点について、「山木屋から子供がいなくなるのは明らかな事実です。山木屋の文化、歴史、人々の人間関係の中で育っている子供、その子供たちがいなくなるのは明らかな事実です。2020 年度の中学生 1 人では集団として存在しないことになり、憐いものとなるという位置づけになります。小学校、中学校が休校になること以上に深刻なことは、山木屋の伝統や、山木屋が大切にしてきた心持ちを受け渡していくような次世代がいなくなり、引き継ぎ手がいなくなることです。もはや山木屋の将来が風前の灯火になっていることです。……山木屋中学校は次年度には休校にならなくても、いずれ休校になることは、遠からぬ未来に待ち受けている紛れもない事

実です。川俣町が懸命な努力をしていますが、残念ながら条件不利地であることは紛れもない事実です。そのような山木屋が現在直面している問題をきちんと把握したうえで復興を語らないと、復興自体が絵に書いた餅になってしまふのではないかと思います。」と説明している（報告書 42～44 頁）。

3 山木屋の住民には、帰還をしないという選択をした者も多い。立ち寄り場所 8 の元住民である原告菅野利光の一家もその一人である。原告菅野利光は、「子どものことが一番です。避難したときに仮設住宅に入ったのですが、そこで 7 月に町のホールボディカウンター検査をしたところ、地域で二番目に内部被ばくが強いということで。それで仮設住宅を離れ、福島に移りました」と述べている（報告書 103 頁）。

子どもの健康を憂慮して、山木屋に帰還することを断念した家族は少なくないのである。

関礼子教授は、「山木屋の農家さんなんですが、原発事故があつてその後どのような動きをしていたのか。実は営農再開の動きをしていたのです。原発が爆発した当時は、山の中に入つて木の葉を集めつた人もいれば、春に向けて苗を準備していた人もいた。原発事故後、避難する必要がとりあえずなかつたということで、しばらく営農するということで、みんな外で仕事をしながら過ごしていたのです。それが初期被爆に繋がつたのではないかと小さなお子さんを持つ親御さんは非常に心配しました。高い線量のもとにはほぼ 1 カ月何の防御もなく普通に過ごしていたわけですね。将来何かリスクを抱えないか。原告菅野利光さんの場合、ホールボディカウンターで目に見える形ですぐ出てきた。それで山木屋での生活をあきらめ、川俣の仮設住宅での生活をあきらめて、福島に居場所を求めたということになるわけです。……一代目はなかなか食つていけない時代、二代目が土地を増やし、三代目が安定経営をし、そして 4 代目で小菊にチャレンジしようとしていた。そのような思い出がある土地や家屋を全部壊してしまう、そして福島にいく選択をしたことの重みは非常に大きなものがあります」と述べている（報告書 104～105 頁）。

このように、山木屋では、多くの住民が、特に子どもたちや子どもたちを持つ世代の多くが、本件事故による放射能汚染に対する懸念から、中には現実の放射能汚染という理由で、山木屋を離れる決意をしているのである。

4 山木屋の間屋地区の中に、前回の検証の際に訪れた鳴原商店があつたが、現在、同商店の建物は撤去され、更地となつてゐる。間屋地区は、鳴原商店を含めて、周辺のいくつかの商店により商店街が形成されていたが、事故後に、商店としてかつての営業を再開したところはない。山木屋地区の中心街は、本件事故の結果、その賑わいとともに、完全に失われてしまつてゐる

である(報告書34頁)。

#### 第4 地域の産業が復活していないこと

- 1 山木屋地区は、単に多くの住民が帰還していないというだけではなく、そこで本件事故前に営まれていた産業が復活しているというには程遠い状態にある。人間が生活をしていくためには、産業の存在が必要であるところ、山木屋には、それもなく、人が生活をしていくことができる空間ではなくなっているということを意味している。
- 2 山木屋の中心的な産業は、農業であった。しかし、山木屋の農業は復活していないし、復活のための条件も整っていないと言わざるを得ない。  
その原因の一つが、既に述べた、良好な水田を占拠している仮置場の存在である。仮置場は、フレコンパックが撤去されてもすぐに農地として回復するわけではなく、土壤の復元が必要である。仮置場とされなかった農地についても、除染がなされた後、土壤の復元にはかなりの時間と労力とを必要とする。
- 3 関礼子教授は、「田畠を使えるようになるまでは、時間がかかるわけなんですけれども、仮置場からフレコンパックを外に持つて行っても、農業は始まりません。これから更に、例えば、水田であれば、暗渠を入れるとか、あるいは用排水路の工事というものが行われることになっております。今、現在国道付近も、撤去が終わったところもありますけれども、来年から再開しようと思っても、まだ用排水路の整備が終わってないから再開できないというような状況があるわけです。そのうちに、自分たちが持っていた農機具が古くなっていく。農機具が古くなると、新たに買い直さなければ農業を始めることができない。新たに農機具を買っても、次世代が後を継いでくれるという見込みがなければ、もう農機具を買うというような意欲にまで結びつかない。山木屋の農業というのはそういう状況にあります」と説明している(報告書58頁)。
- 4 また、山木屋において、葉タバコ栽培は、本件事故前、主力産業の一つであった。立ち寄り場所2の住民である原告大内慶寿は、大規模なタバコ農家の一人であった。同原告は、本件事故前は、水田は借りているものも含めて250アール、タバコ畑は200アールほど耕作していた。しかし、同原告は、帰還はしたものの、保全管理を行っているのみで、耕作は全く行っていない。同原告は、現在の心境を、「自分の気持ちはぶった切られて、何も考えられません。だれか借りる人がいればいいし、借りる人がいない場合は、管理ぐらいはしていきたい。いまのところはそういうところです」と述べている(報告書32~33頁)。

山木屋の葉タバコ耕作は、山林から大量の落葉を集めてきて堆肥とするなどして利用してきた。その山林が全く利用できない以上、山木屋の葉タバコ農業の回復は困難である。関礼子教授は、「木の葉を採取して葉タバコを作る、あるいは、しみくずれの土を苗を育てるときの土に使っていました。大内さんは自分の山に入って春に木の葉を拾います。木の葉を採取するときは機械を使ったり、熊手を使ったりしました。大体大人が手を広げたぐらいの大きさの袋に200袋ぐらい集めます。採取した木の葉は1～2年寝かせて発酵させてタバコの苗のために使っていました。山が除染されていないということは、この循環型の農業が難しいことがよくわかると思います。……山と畠だけではなく、産業間での連携もあります。畜産、酪農では敷き藁がどうしても必要なため、農家から譲ってもらいます。その代わりに堆肥をあげる、など交換をしていました。様々な産業が一つの山木屋の産業を作っていました。このような循環型の農業を考えたときに、高冷で寒い土地の山木屋の風土を最大限に生かした循環型農業が出来ないことが現在の山木屋の抱える最大の問題点であります。今までの農業ができないため、大内さんは農地を維持するのは難しいということが、大内さんが畠の保全管理のみをしている現状の背後にあります」と説明している（報告書33～34頁）。

山木屋では、基幹産業の一つであった葉タバコ農業が崩壊しており、山林が除染されておらず、線量が高いままとなっている現状では、再開する見通しは全く立っていないというほかはない。

- 4 農事組合法人ヒュッテファームは、山木屋の遊休農地の保全や遊休農地を利用して牧草の栽培などを行うことを目的として、山木屋の復興に協力したという意思を持った有志の人たちが設立したものであり、平成30年度から牧草等の栽培を実際に始めている。しかし、平成30年度の収穫物である牧草からは高い放射能が検出され、実際に売り物になったのは、収穫物の4割程度にしかならなかった（甲C136の2、報告書89頁）。立ち寄り場所7の牧草地は、平成30年度に収穫物から高い放射能が検出された牧草地であるが、ここは、浪江町との境界線からは遠い場所にあり、汚染のレベルは低いものと考えられた地区であった。平成31年度は、前年の教訓を踏まえて、牧草地の周囲の山林に近い場所からは収穫しないとか山林からの落葉を徹底的に撤去する等の努力がなされ、収穫物からの放射能は低く抑えられた。ヒュッテファームの理事の一人でもある原告遠藤政信は、「畠も田んぼもそうなんんですけども、表土が除染によって取られてる環境で、客土はしてあれですけど地力回復という名目で、復興庁でですね、環境省の方で土壤改良剤とか入れてやってるんですが、良い土がやっぱり取られちゃって、当初、昔作ってた状況の3分の1ぐらいしかもう収量が上がってないということで、現状

見てますとわかりますけれどなかなかこう、けっこう堆肥入れたり、普通にこう化成肥料も振ってるんですが、なかなか生産量が上がらないというのが今山木屋の全体の状況に今あります……今後の予測としましてもですね、今まで以上に例えばやろうと思いましても、手間もかかるし、あとそれなりの肥料なり堆肥も多くかけなくちゃならないということになると、なかなかちょっと採算ベースがどうなかつてあるんですが、まあ一応機械等につきましては、復興事業で、国の方から設置はいただきまして、何とか動く態勢にはあるんですが、実際のその畠の状況っていうのは、実際作ってみると相当こう、予想以上にこう厳しい状況にあるということで、その上での作業も含みますと、こう、展開的にどんどんこう、拡大できるというような状況にはないということですね。人も少ないのでし」と述べている(報告書 90 ~92 頁)。

そして関礼子教授は、「農業っていうことは、農業をしている人たちは、農業に生きがいを感じて農業に取り組んでいたと。自然の中に入つて、自然とその交わり、それから同じように農業をしている人たちと交わつて、ここに根ざしながら農業という職業を楽しんでいたというような状況がありました。それが、農業が張り合いのないものになつてしまふ。あるいは、喜び、あるいは他の人から喜んでもらえる作物を作るというような農業ができるないような状況になつてゐるということが、人々の張り合いのない日常生活の要因であり、そしてまたですね、この先、山木屋が面白みのない場所、要するに幸せのない場所になっていきそうな、地域の未来というものが、持続、本当に可能なのかどうなのか、ということを疑わざるをえないような状況というのが、ここのヒュッテファームの牧草地にも書き込まれているということです」と説明している(報告書 95 頁)。

山木屋は、農業の再開に意欲を持って牧草の栽培等を行おうとする者にとっても、未だに高い濃度の放射線量が検出されるために作物が売り物にならない現実、除染によって良好な表土が剥ぎ取られてしまった農地では採算ベースに乗るような収量は上がらない現実、個人が国からの補助金等なしでこのような状況を開拓して営農をしていくことは困難である現実を突きつけられている。山木屋は、基幹産業であった農業が再開できている、ないしは再開できる、という状態からは程遠い状況にある。

5 山木屋の中心街であった問屋地区の商店街が全く復活していないことは、既に述べたとおりである。

6 このように、山木屋における産業は復活しておらず、山木屋は生業を営んで生活していく場所ではないことが明らかとなった。

## 第5 国が多額の資金を投入した復興事業が成功していないこと

- 1 山木屋では、復興のためと称して、国が多額の資金を投入した事業がいくつかある。しかし、その何れもが成功したとは到底言えない状況にあり、山木屋の復興には全く寄与していないのが現状である。
- 2 その第一が、立ち寄り場所1の「とんやの郷」である。

とんやの郷は、ホームページによると、「買い物や飲食、交流機能を中心に、避難から帰還された方々の生活支援や、人が集まりにぎわいを生み出すために、また避難によって散り散りになってしまった地域コミュニティの再生に貢献する施設としてオープンしました」とのことであり、敷地面積7200m<sup>2</sup>、総工費6億8000万円をかけてオープンしたとされている(報告書10頁)。

しかし、このような多額の費用をかけて造ったとんやの郷ではあるが、帰還した住民らにはほとんど利用されておらず、今後の存続も危ぶまれている状況にある。

関礼子教授は、「住民の生活に資するために作られた施設でありますけれども、レストランに、ほとんど山木屋の方っていうのは行きません。商店は、たまに使うこともありますけれども、ほとんどは復興関係の事業に携わるような方々、外から来た人たちが使っているということになります。レストラン、なぜ山木屋の方々あるいは山木屋出身の方々が使わないかといいますと、ちょうど信号の辺りに、語らい処やまこやという蕎麦屋さんがあります。その蕎麦屋さんは、山木屋の人人がやっているということで、住民が、山木屋の住民がやっている施設を応援したいということで、語らい処やまこやに山木屋の人たちは行くということになっております。従って、レストランはほとんど山木屋の人は利用しない、ということです。徒歩圏の人に関して言えば、ここまで買い物に来るということもありますけれども、さほどそれは多くない。山木屋はもともと、各山の向こう側にもたくさん家がありますけれども、車を運転しないとここまでは来れない。車を運転するんだったら街まで買い物に行きます。そこで、山木屋の、もしこの施設が、あるいはこの商店が役に立つてはいるとしたら、移動販売車が出て行くということです。この移動販売車は、週に何回か、決まった曜日に、戸口まで、各家の戸口までやって来ます。……冬とかですね、天気が悪く外に出られないときというのは、この移動販売車が大活躍するということになります。また、移動販売車は冬も動いておりますので、雪道で車を運転できないというときには大変便利になる。あるいは、この移動販売車の運転手さんは非常に親切で、雪かきができずに車を出せないような、そういう所では、雪かきのお手伝いもしてくれる、というような状況です」と説明している(報告書14)。

そして、とんやの郷は、最初から採算度外視の施設であり、行政からの補

助金があって初めて経営が成り立つものであった。現在も毎年 4000 万円の赤字を出す経営が続いている、そのうち、毎年川俣町から 2000 万円の補助金が支出されている。しかし、この補助金の支出が今後も継続して町が認めるかどうかは不透明な状況にある(報告書 17~18 頁)。

また、とんやの郷には、行政サービスコーナーが設けられているが、この施設に町の機関が入ることについて、当初、国は認めようとしなかった。川俣町議会議員も務めている原告菅野清一の説明によると、復興事業は復興庁の事業であり、とんやの郷に対する補助金は復興庁が出すため、総務省管轄の自治体の機関を入れることに難色を示したというのである。いわゆる復興事業が、地域住民のためではなく、省庁の予算獲得のための名目とされているに過ぎないというのが真相であるということがよくわかるエピソードである(報告書 17~18 頁)。

とんやの郷は、真に山木屋の復興を目指すための施設であったのではなく、単に政府が復興を見せかけるために造った施設にしか過ぎなかったものと言わざるを得ない。

### 3 第二が、立ち寄り場所 3 の山木屋小中一貫校である。

山木屋小中一貫校は、前回の検証の際に訪れた山木屋小学校の場所に、総事業費 13 億 5000 万円をかけて整備された施設であり、佐久間教育長の説明によると、「新校舎の特徴としては、1 階は小学校教室、2 階は中学校教室とし、特別教室や屋根開閉式屋内プールが設置されたことです。……基本は小学校の校舎なので、技術室など中学生の使う特別教室を設けました。また、この地域は標高が高くて夏でも水が冷たくプールに入れない状況があるため、屋根開閉式のプールも設置しました」ということである(報告書 39~40 頁)。

しかし、前述したように、立派な学校施設は作ったものの、主人公の子どもたちは帰っていない。佐久間教育長の説明によると、教育委員会としては、子どもたちを呼び寄せるために様々な努力をしているということである。即ち、「現在の山木屋帰還者については、お子さんを持っている世帯が戻っていません。そのため、川俣町教育委員会は、川俣町内や他町村に居住する児童生徒のためにスクールバスの運行を整備し、福島市方面からの通学の便も確保しました。小中一貫校の再開に当たり、児童生徒数の確保のため、世帯 1 軒 1 軒を回り保護者に直接面会して山木屋小中一貫校の特色や学校の良さ、子供の安全について説明して理解を求めました。福島県外に避難した家庭にも川俣町教育委員会のメンバーが分担して伺って説明しています。……10 月より、令和 2 年度の転入学者の募集を開始し、学校見学会や相談会を実施して、児童生徒の確保を目指しています。山木屋小中学校は、通学区の弾力的

運用が可能となる「通学区特認制度」を導入しました。入学に対して、関心持っている保護者もいます。この地域に学校があるということはこの地域にとっても大切なことだと思っているので、教育委員会として、特色ある取組みを広くPRしながら、学校の維持存続に向けて努力したいと思っています」ということである(報告書40~42頁)。

そして、関礼子教授は、「山木屋の教育は、地域と学校が一体となっており、全国的にも高い評価をされてきました。緑の少年団活動や田んぼリンク等々、友達も学校も地域も一体となって活動してきたことが評価されたのです。ところが、幼稚園が休園になり、小学生が進学してこなくなり、中学生もいなくなる。中学校も休校になるかと思われたが、町の教育委員会の懸命な努力があって、中学1年生1人増えたという話を頂きました。しかしながら、山木屋から子供がいなくなるのは明らかな事実です。山木屋の文化、歴史、人々の人間関係の中で育っている子供、その子供たちがいなくなるのは明らかな事実です。2020年度の中学生1人では集団として存在しないことになり、償いものとなるという位置づけになります。小学校、中学校が休校になること以上に深刻なことは、山木屋の伝統や、山木屋が大切にしてきた心持ちを受け渡していくような次世代がいなくなり、引き継ぎ手がいなくなることです。もはや山木屋の将来が風前の灯火になってしまっていることです」と説明している(報告書43頁)。

山木屋小中一貫校も、多額の費用が投じられたにもかかわらず、子どもたちの期間という最大の目標を達することは全くできていない。

#### 4 第三が、アンスリウム栽培施設である。立ち寄り場所6の原告菅野勝久のアンスリウム栽培施設は、その一つである。

アンスリウムは、南米原産のサトイモ科の観葉植物である。アンスリウム栽培事業は、山木屋復興支援事業の1つの柱として、復興再生関連事業予算8億5000万円が投じられた。平成29年に、川俣町ポリエステル培地活用推進組合が11名で設立され、交付金を活用したハウス整備が進められた。アンスリウムの栽培は、土壤ではなく、纖維を加工した培地で行うので、風評被害もない、という説明がなされていたという(報告書74~45頁)。

原告菅野勝久は、「土地は、私の土地を15年間貸し出して、15年過ぎれば建屋も払い下げしますよ、ということで私の物になりますが、その時どうなっているかは分からない状況です。この中の設備は、ほとんど全自動で、今は太陽が出ているので遮光幕が自動で閉まってますが、夕方になり太陽が沈むと、幕が開いて、下の保温のマットが、温度が下がると出てくる、そういう仕組みです。そして暖房、これが一番問題です。今は18度設定にしていますが、表の温度が18度ですので、太陽が沈むと、ボイラーが回ります。

18度以上ないと花が生育しないということなのです。真冬になつたら、花の出荷もなくなるので、15度くらいで、花を維持させるということでやっています。ですので、設備上は大変結構なんですが、その後の維持費がどうなるかが心配です」と述べている(報告書77頁)。

同原告のハウスは、年間支出360万円のうち、120万円を灯油代が占めている。また今後、約8年ごとに苗の総入れ替えのために250~260万円程度の支出が必要となる(報告書78~79頁)。従つて、今後の事業収支が再三の執れるものとなるかどうかの見通しは立っていない。そして、同原告は、「ヒュッテファームの事業と同じで、ハウスが建屋だけで一億円近くかかるています。だからとても個人ではやれる栽培ではありません。千葉県辺りでやっているところはありますが、それは普通のハウスで地面でやっています。そういう感じなので、とてもこの事業はこれから増やす、そういうものではなくて、今建っているものをいかにして赤字のないようにするか。だから、帰還した人に普及させるといった事業ではないと思います」と述べている(報告書79頁)。

そして、関礼子教授は、「山木屋の農業は、風土適合的な農業を営んでいた、循環型であった、産業連関型であった、というようなお話をしました。それが、原発事故後は、風土に適合するのではなく、放射能に汚染された大地に適合するような農業というものを目指さなくてはいけなくなった。山木屋復興と言った時に、農業を復興させるということが非常に重要な課題になりましたが、その農業を復興させるための工業的な農業の在り方というのが、このアンスリウムのハウスであります。コンピューター管理のビニールハウス、非常に立派なものです。最先端の技術が使われております。土ではなくポリエステル培地を使うという、新たな工業的農業の可能性を追求するような技術というものを、ここで実証実験しているような感じかと思います。どのような花が育てられているか。育てられているのは、アンスリウムという熱帯の花です。美しいです。確かに、花束にすると非常に映えるんです。しかしながら、熱帯の花なんですね。山木屋は、スケートリンクができるくらい、冬は寒い。その寒い山木屋で、温泉熱とかそういうものを使うんではなく、ボイラーで暖を取りながら、熱帯の花を育てるということで、この事業に着手した方々、特に山木屋は町とは違つて一段と冷え込むということで、燃料代が非常にかかる、コストがこんなにかかるとは思わなかつたということで苦労なさっております。……復興事業のための復興というのが、あちこちで展開されていて、それが実は個人、復興事業によって支援されるべき個人、あるいは復興を後押しされなくてはいけない人々に、リスクのしわ寄せがいっているのではないか、というような状況が見られるわけです。復興事

業の問題点は様々指摘されていますけれども、最終的にその復興事業のリスクを誰が取るかという時に、個人に取らせてはいけない、というような状況がある、ということがここアンシリウム栽培でもわかりますし、この後見るヒュッテファームでも同じようなことが分かるのではないかと思います。……このような高額な資金を投下した復興事業がある一方で、個人が自分の労力でできるような小さな事業には、復興資金が下りてこないということも問題となっております。……結局復興事業というのは何なのか。新技術を、復興という名の下に実証実験して、駄目であればそこにリスクを置いたまま、成功したなら他の所で展開するというような状況ではないか、ということが危惧されるわけです」と述べ、復興事業の問題点を指摘している(報告書 83~85 頁)。

なお、立ち寄り場所 7 の牧草地を運営しているヒュッテファームも、復興事業の一環として、国の補助金を以て、高額の耕作機械や倉庫の整備等を行っている。しかし、このような高額の機械や倉庫を整えることは、個人の農家に可能なことではないのであり、今後山木屋において同様の産業を育成することには全くつながらないのである。

つまるところ、国が行う復興事業は、実は地域の復興を目的とした事業ではないのである。

5 以上のように、山木屋で行われている復興事業は、何れも、山木屋の復興には役に立っていないことが明らかである。

## 第6 帰還した住民においてもコミュニティが失われていること

- 1 立ち寄り場所 3 の山木屋小中一貫校において、原告菅野清一は、「山木屋の問題は、740~750 人の住民のうち帰還者は 350 人しか戻らず、50 歳以上の高齢者が 85% を占めて」いる、と説明した(報告書 45 頁)。このような帰還者の人数ないし割合では、山木屋のコミュニティが復活したとは到底言えない。
- 2 帰還した人たちが少ないため、本件事故前には存在した地域の付き合いが失われてしまっている。このことを、立ち寄り場所 6 の原告菅野勝久のアンシリウム栽培施設の前において、関礼子教授は、「山の中の一軒家のような感覚の空間ですけれども、実は隣は遠くても、気分的には近かったんですね。ちょっと遠くにここのお隣さんがありました。そのお隣さんは今、組も抜けて、家を壊して町を出て行ったというような状況があります。近所関係、近隣関係も含めて、地域が疲弊している、変質しているということがお分かりになるかと思います」と説明している(報告書 86 頁)。
- 3 また、立ち寄り場所 8 の帰還を断念した原告菅野利光の自宅前において、

関礼子教授は、「同じ山木屋に住んでいながら、戻って住み続けることを選択した人、よその土地で避難して避難先で定着する選択をした人、様々な選択がされてきました。その選択が原発事故以降生まれた亀裂を非常に大きくしているという状況があります。帰還者がいて復興していると看做しがちですが、実はそうではない。実は山木屋でも集落の内部にさまざまな亀裂を抱えております。例えば、地区内で嫌がらせがあるとか、葬式があってもあなたには教えないと言われた人もいらっしゃいます。「同族団」という言葉を口にする人がいましたが、自分たちの組は、一番小さな単位の「組」は、同族団なんだ、というんですね。すなわち、親戚関係、姻戚関係の人が半分くらいいたんだ、という組もあったわけです。そういう人間関係が崩れた。葬式は組でやる、それが当たり前だった。その組が壊れたことの意味は非常に大きいということになります。……避難指示解除後に、特に人間関係の崩壊を印象付けるものとして、お葬式のやり方があります。もともと組の人たちが出て 150 人、200 人が参列するのが当たり前だったのが、家族葬をする人が出てきました。組が葬式を取り仕切っていた山木屋の人間関係が家族葬になるということは、非常に人間関係が大きく異なってしまったということを示します。葬式を家族葬でやるということは、これでお付き合いは終わりですよというメッセージを発することにもなれば、家族葬でしたと後で聞いた人は、あの家は山木屋と一線を切るということだよねと了解する。そういうような状況が現にあります。ご家族が避難の最中に亡くなつて、原告菅野利光さんは家族葬を選択せざるを得なくなつた。……今までこの地域の中で様々な役割を率先してやっていた、地域の中の消防団の活動や区の活動、様々な活動をやっていた。川俣の仮設住宅に移つてからも、引き続き代表として様々な役割を担つてきた。しかし、子どもがホールボディカウンター検査で被爆したことがわかり、その役割を放り出して福島に避難せざるを得なかつた。それがゆえに人間関係の亀裂を抱え込むようになつてしまつたとすれば、原発事故により一言で語りきれない様々な被害を与えているということをお分かりいただけのではないかと思います。」と説明している（報告書 105～106 頁）。

- 4 帰還した人たちにとっても、或いは帰還した人たちとしなかつた人たちとの間でも、人間関係そのものが、或いは良好な人間関係が失われているのであり、本件事故前にあった地域のコミュニティはもはや存在していないことが分かる。

## 第7　まとめ

本件現地進行協議期日の総まとめとして、関礼子教授は、次のように述べる。

即ち、「私は、このような原発後の地域社会を見て、「ふるさと剥奪」という概念を提示しています。故郷は、人と自然とのかかわり、人ととのつながり、その持続性が三位一体になったものです。……津島の隣の地域の山木屋、住民が戻ってきた山木屋はどうなのか。避難指示で長く自分たちの故郷を後にしましたが、今は戻ってきて実際に住んでいる人達がいる。そこで故郷は取り戻せたのかというと、そういうふうになっていない。避難指示解除後の山木屋は、キノコ採りとか山菜採りとか、狩猟でイノシシを獲ることもそうですが、……風土を生かした農畜産業を営むことが困難な状況にあります。マイナー・サブシステムのような活動で人と自然が関わることもできず、山と畑が分断されるような事態となっていて、産業が循環していくような農業のあり方も、主たる生業、副次的な生業さえも営むことも困難な状況にある、ということです。

また、人間関係もかなり深刻な亀裂が入っています。先程、葬式の例を出しました。行政区の中で区長がなかなか決まらないという状況も生まれています。お祭りも思うように人が集まって来ない、今までのやり方ではお祭りが継続できないというようなこともあります。人間関係や行政区の自治も困難で、山木屋の生活文化や伝統を継ぐ次世代もなく、故郷は剥奪されたままになっています。

今、復興ということで、こちらに戻ってきた皆さん元の故郷を取り戻そうと様々な活動をしています。しかし、それにもかかわらず、取り戻せない現実があります。

また、復興ということで、人々の復興を後押しするはずの復興事業が山木屋でも数多く行われていますが、それは、ショックドクトリン——惨事便乗型資本主義、災害資本主義とも訳されるものです——つまり、災害が起こって、その災害に乗じて色々な人たちが入ってきて、そこで復興資金を、地域の人々の生活の復興のために使うのではなくて、自分の思ったように使っていく状況、地域を搾取していくような状況がみられるということが、本日の現地進行協議の中で明らかになったように思います。

また、そのような復興事業の失敗というものが、構造的には、避難指示区域を解除しなくければならないからということで、小学校も再開に向けて動かなければならぬとか、自治体に対して（解除の）圧力がかかって、自治体が実際に事業を行うことになっています。

しかし、大本を言えば、自治体が最終的な責任を取らなければならないような状況になっていますが、復興事業そのものに構造的な問題が存在していることが明らかになった、と思います。また、自治体が責任をとるだけでなく、被災した被害者個人に責任を追わせようとする動きがあるという状況もお示しました。施設の維持管理が将来の町財政を圧迫する恐れがあるだけでなく、

復興に寄与したいという熱意を持つ人々にリスクを負わせているような状態です。

山木屋地区は避難指示が解除されて、住民はある程度戻ってきてはいますが、故郷はいまだ剥奪され続けているということが明らかになったのではないかと考えます」と(報告書 120~122 頁)。

これが、本件現地進行協議期日において、明らかになった、山木屋の現実である。即ち、①人と自然とのかかわり、②人と人とのつながり、③その持続性が三位一体になった存在である、「ふるさと」は、山木屋においては、加害者である東京電力の不法行為によって、未だに剥奪されたままになっている、ということである。

以上